



鳥取県公報

平成 23 年 4 月 22 日 (金)
第 8 2 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	とっとりバイオフィロンティアの利用料金の一部改正 (246) (産業振興総室) 2 保安林の指定の解除予定 (247) (森林・林業総室) 2 包括外部監査契約の締結 (248) (行政監察課) 3 指定居宅サービス事業者の廃止 (249) (東部総合事務所福祉保健局) 3 指定介護予防サービス事業者の廃止 (250) (〃) 3 土地改良区の役員の就任 (251) (中部総合事務所農林局) 4 土地改良区の役員の就退任 (2件) (252・253) (〃) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (254) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (1) (任用課) 6
◇ 公 告	平成23年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 7

告 示

鳥取県告示第246号

平成23年鳥取県告示第162号（とっとりバイオフィロンティアの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成23年4月18日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア 実験室等</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">オープンラボ</td> <td style="text-align: center;">1室1月につき <u>299,600円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記 略</p>	区分	利用料	オープンラボ	1室1月につき <u>299,600円</u>	略		<p>1 利用料金</p> <p>(1) 施設利用料等</p> <p>ア 実験室等</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">オープンラボ</td> <td style="text-align: center;">1室1月につき <u>346,660円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別記 略</p>	区分	利用料	オープンラボ	1室1月につき <u>346,660円</u>	略	
区分	利用料												
オープンラボ	1室1月につき <u>299,600円</u>												
略													
区分	利用料												
オープンラボ	1室1月につき <u>346,660円</u>												
略													

附 則

この告示は、平成23年4月22日から施行する。

鳥取県告示第247号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字助谷字陽東谷32の1・32の59、宇大島谷206の1・206の43・206の15（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、206の45
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 鳥取市東町三丁目267
氏名 山崎 安造
- 2 契約期間の始期 平成23年4月7日
- 3 費用の額の算定方法 890万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
北浜歯科医院	北浜歯科医院	鳥取市気高町北浜三丁目3	平成23年4月11日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
北浜歯科医院	北浜歯科医院	鳥取市気高町北浜三丁目3	平成23年4月11日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した役員の氏名及び住所

理 事 福 光 孝 行 東伯郡北栄町大島753

平成23年3月15日就任 任期 平成25年3月31日まで

鳥取県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 久 長 忠 東伯郡北栄町北尾136

平成23年3月6日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 穂 田 紘 一 東伯郡北栄町北尾498

平成23年4月4日就任 任期 平成25年3月29日まで

鳥取県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 河 本 幹 東伯郡北栄町亀谷242

" 山 本 英 俊 東伯郡北栄町大谷1322-1

" 井 中 信 一 東伯郡北栄町六尾324

" 塚 本 徳 昭 東伯郡北栄町大谷1371

" 中 西 博 之 東伯郡北栄町大谷1441

" 馬 淵 俊 博 東伯郡北栄町妻波1225-2

" 豊 田 峯 夫 東伯郡北栄町妻波1173-2

〃	濱 坂 良 男	東伯郡北栄町由良宿2130-5
〃	井 川 敏 昭	東伯郡北栄町由良宿1550
〃	桑 本 勇	東伯郡北栄町由良宿650
〃	生 田 英 則	東伯郡琴浦町大字槻下690
〃	大 東 恒 夫	東伯郡北栄町大島750
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	田 中 伸 秀	東伯郡北栄町瀬戸335
〃	山 崎 芳 藏	東伯郡北栄町亀谷398
〃	濱 本 孝 明	東伯郡北栄町妻波1460-7
〃	日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
〃	平 信 清 茂	東伯郡北栄町上種210
〃	福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452-1
〃	徳 山 隆 敏	東伯郡北栄町岩坪180
〃	家 森 政 男	東伯郡北栄町西高尾847-424
〃	杉 本 友 行	東伯郡北栄町西高尾483-1
〃	横 山 勝 巳	東伯郡琴浦町大字法万104-1
〃	村 岡 昌 美	東伯郡北栄町東高尾419-4
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
〃	宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644

平成23年4月6日退任

就任した役員の名氏及び住所

理 事	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	山 本 英 俊	東伯郡北栄町大谷1322-1
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	塚 本 徳 昭	東伯郡北栄町大谷1371
〃	中 西 博 之	東伯郡北栄町大谷1441
〃	山 下 義 人	東伯郡北栄町大谷1500
〃	馬 淵 俊 博	東伯郡北栄町妻波1225-2
〃	豊 田 峯 夫	東伯郡北栄町妻波1173-2
〃	杉 川 範 慶	東伯郡北栄町由良宿1829
〃	遠 藤 忠 光	東伯郡北栄町由良宿1856
〃	桑 本 勇	東伯郡北栄町由良宿650
〃	盛 山 正	東伯郡琴浦町大字槻下695-1
〃	大 東 恒 夫	東伯郡北栄町大島750
〃	福 田 泰 宏	東伯郡北栄町西穂波127
〃	木 山 専 太 郎	東伯郡北栄町瀬戸928-2
〃	伊 藤 栄 寿	東伯郡北栄町亀谷482
〃	濱 本 孝 明	東伯郡北栄町妻波1460-7
〃	日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
〃	倉 光 顕	東伯郡北栄町上種275
〃	福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452-1

” 徳 山 隆 敏 東伯郡北栄町岩坪180
 ” 中 井 喜 光 東伯郡北栄町西高尾847-83
 ” 杉 本 友 行 東伯郡北栄町西高尾483-1
 ” 横 山 勝 巳 東伯郡琴浦町大字法万104-1
 ” 村 岡 東 樹 東伯郡北栄町東高尾439
 監 事 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502
 ” 米 田 英 一 東伯郡北栄町妻波1211
 ” 宮 本 卓 行 東伯郡北栄町亀谷644
 平成23年4月7日就任 任期4年

鳥取県告示第254号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月22日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	かいけ訪問介護事業所	米子市新開一丁目5-15	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成23年4月1日
社会福祉法人あしど	米子市道笑町二丁目126	アシスタントサービスぼけっと	米子市東福原五丁目6-25	居宅介護、重度訪問介護	”
”	”	ヘルプサービスぼけっと	”	居宅介護、行動援護	”

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成23年4月22日から施行する。

平成23年4月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、<u>生態系環境技術の職及び原子力技術の職</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職<u>及び生態系環境技術の職</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成24年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成23年4月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称
平成23年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	19名程度
	環境コース	1名程度
社会福祉	福祉コース	1名程度
総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	2名程度
	調剤コース	1名程度

保 健 師	1名程度
農 業	6名程度
林 業	5名程度
土 木	15名程度
建 築	1名程度
機 械	1名程度
獣 医 師	4名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師及び保健師 昭和51年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和36年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成24年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 (福祉コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成24年3月31日までに取得する見込みの者であること。
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成24年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース)	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成24年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第96回（平成23年）以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成24年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成24年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成24年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成24年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、

永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式又は記述式）、論文試験及び適性検査

（注）論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

（2）試験期日

平成23年6月26日（日）

（3）試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

国土館大学世田谷校舎6号館 東京都世田谷区世田谷四丁目28-1

大阪経済大学B館 大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目2-8

7 第2次試験

（1）試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

（2）試験期日

平成23年8月上旬から中旬（予定）

（3）試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

（1）第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

（2）採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

（1）第1次試験合格者

平成23年7月11日（月）（予定）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

（2）採用候補者

平成23年8月下旬（予定）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西

部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等はその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成24年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成23年5月13日（金）から同月30日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年5月30日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年5月13日（金）午前0時から同月30日（月）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。